

KINKIDAIGAKU HŌGAKU

THE LAW REVIEW OF KINKI UNIVERSITY

November 2015

Vol. 63

No. 2

Contents

Article

- Warum wirken Japaner als beteiligte Parteien vor Gericht während der Edo-Zeit (1603–1867) zurückhaltend?
——Ein Versuch der Vergleichung des Gerichtswesens des vormodernen Japan und des mittelalterlichen Deutschland——
..... Itaru Inamoto (1)

Judicial Research

- Exercise of Voting Rights of Co-owned Shares and Agreement by Company
..... Hiroaki Hara (33)

Translations

- Werner Beulke*, Strafprozessrecht, 11. Auflage
(2010 C. F. Müller, Heidelberg) (5)
..... Katsuyoshi Kato and Norio Tsujimoto (51)
- Robert Esser*, Zur Bestellung des Verteidigers im Ermittlungsverfahren
——Plädoyer für eine Reform des §141 Abs.3 StPO im Lichte der EMRK und der EU-Richtlinie zum Recht auf Rechtsbeistand——, in: Festschrift für Hans-Heiner Kuhne, 2013, S. 539–563
..... Katsuyoshi Kato and Norio Tsujimoto (129)

Guidelines for Manuscript Submission to the Law Review of Kinki University

THE LAW SOCIETY
OF
KINKI UNIVERSITY



近畿大学

OSAKA JAPAN

ISSN 0916-4537

近畿大学 法学

第63巻 第2号

論 説

- Warum wirken Japaner als beteiligte Parteien vor Gericht während der Edo-Zeit (1603–1867) zurückhaltend?
——Ein Versuch der Vergleichung des Gerichtswesens des vormodernen Japan und des mittelalterlichen Deutschland——
..... 稲元 格 (1)

判 例 研 究

- 準共有株式の議決権行使と会社の同意
最判平成27年2月19日民集69巻1号25頁
..... 原 弘 明 (33)

翻 訳

- ヴェルナー・ボイルケ著『ドイツ刑事訴訟法』(5)
..... (訳) 加藤克佳・辻本典央 (51)
- 捜査手続における弁護人の任命について
——欧州人権条約及び法的援助を受ける権利に関する
欧州連合指令に照らした刑事訴訟法141条3項の改正賛成意見——
..... (訳) 加藤克佳・辻本典央 (129)

近畿大学法学投稿規程

近畿大学法学会

(通巻第173号)

近畿大学法学会

近畿大学法学
第六十三巻
第二号

一
〇
一
五
年
十
一
月

第62卷 第3・4号 (通巻第172号) 目次

論 説

- アメリカにおける裁判官弾劾制度と懲戒制度の展開と課題
—21世紀初頭の事例分析—……………土 屋 孝 次
- ザクセンシュペーゲルにおける裁判手続
……………稲 元 格
- 発達障害と刑法をめぐる諸問題小考……………神 田 宏
- 前科・別罪証拠の証拠能力……………辻 本 典 央
- [Enter into NP] の概念研究
—認知言語学的アプローチ—……………森 山 智 浩
- 犯罪評価と要件事実
—犯罪論と刑法学のあり方—……………鈴 木 茂 嗣
- 臨死介助における同一法益主体内の利益衝突について
—推定的同意論および緊急避難論の序論的考察—
……………山 中 敬 一
- アテネ学派と比較法
……………ヨアヒム・ヘルマン (訳) 加藤克佳
- 路上喫煙防止条例による規制
—横浜市路上喫煙訴訟を事例として—
……………村 中 洋 介
- 研究ノート
- 小学校外国語活動における目標文の口頭導入に
関する一考察
—現状分析と補助教材開発の一案—
……………田 邊 義 隆

第63卷 第1号 (通巻第173号) 目次

論 説

- Juvenile Sentencing After Roper v. Simmons
…………… Shawn Huizenga
- 判例研究
- 税関長の許可を受けずにダイヤモンド原石を輸入する
意思で禁制品である覚せい剤を輸入しようとした場合の
罪責 (東京高判平成25年8月28日高刑集66巻3号13頁)
……………金 子 博
- 翻 訳
- ヴェルナー・ボイルケ著『ドイツ刑事訴訟法』(4)
…………… (訳) 加藤克佳・辻本典央
- ディーター・メディクス, イェンス・ペーターセン著
『ドイツ民法の基礎知識
—請求権根拠に関する基本書—』(1)
…………… (訳) 大川謙蔵・西内祐介

執筆者紹介 (掲載順)

稲 元 格 (法学部法律学科教授)
原 弘 明 (近畿大学法科大学院准教授)
加 藤 克 佳 (名城大学法学部教授)
辻 本 典 央 (法学部法律学科教授)

編 集 委 員
委員長 諏訪野 大宏
委員 神田 陽
委員 辻 谷 一
委員 西谷 良
委員 堀口 良

2015年11月20日 印刷
2015年11月30日 発行

編集人 近畿大学法学会
印刷所 近畿大学 管理部用度課
(出版印刷)

近畿大学法学部内
発行所 近畿大学法学会
東大阪市小若江3丁目4-1
電話 (06) 4307-3041
郵便番号 577-8502

近畿大学法学投稿規程

- 第1条 近畿大学法学は、近畿大学法学部および法学研究科における研究または教育の成果を発表する研究紀要である。
- 第2条 近畿大学法学は年4回発行する。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 第3条 投稿原稿は、未発表のものに限る。ただし、口頭発表の原稿は、この限りでない。
- 第4条 投稿原稿の種別は、論説、研究ノート、判例研究・事例研究、翻訳、書評、資料およびその他編集委員会が適当と認めたものとする。
- 第5条 投稿原稿の掲載の可否は、編集委員会が決定する。
- 第6条 近畿大学法学に投稿できる者は、以下の各号に掲げる者とする。
- 1 本学法学部または本学大学院法学研究科の授業を担当する教員。
 - 2 本学大学院法学研究科博士後期課程に在籍する者。ただし、指導教員の推薦および全体会議の承認を必要とする。
 - 3 編集委員会が妥当であると判断し、全体会議で承認された者。
- 第7条 近畿大学法学に掲載される原稿の著作権は、著作者に帰属する。ただし、著作者は、当該原稿に係る複製権、公衆送信権および譲渡権の許諾を近畿大学法学会に与えるものとする。また、著作者は、近畿大学法学会が当該原稿の電子化・公開を委託する機関に対して、公衆送信権および複製権の許諾を与えるものとする。
- 第8条 近畿大学法学の編集は、編集委員会が担当する。編集に関わる事項については、上記投稿規程を踏まえ、編集委員会が別に定める。

附則 本規程は、2015年4月1日から施行する。

投稿・編集に関する問い合わせ先：editor@jus.kindai.ac.jp（編集委員会宛て）